

第1章 EUの生乳取引市場改革

－酪農家の取引交渉力強化をめざす「酪農パッケージ」の概要－

木下 順子

1. はじめに

2011年12月6日、EU（欧州連合）では、欧州議会及び欧州連合理事会による共同採択をもって「生乳部門における契約関係に関する法案^{注1}」が可決した。これは、「生乳及び乳製品部門における契約関係に関する改正規則第261/2012号^{注2}」、すなわち、EUにおいて今後2020年まで実施される生乳取引市場改革のために必要な理事会規則第1234/2007号の改正規則である^{注3}。本規則に基づく一連の改革措置は、通称「Milk Package」と呼ばれている。以下、本稿ではこれを「酪農パッケージ」と称する。

酪農パッケージの直接的な目的は、寡占化した加工・小売資本が圧倒的に有利に立っている現状の取引交渉力バランスを是正することにより、公正な生乳取引を促すことである。施策の内容は、全編を通じて、生産者の交渉力強化への取り組みを総合的に支援するものとなっている。具体的にはつぎの4つの施策が盛り込まれている。

- ① Contractual relations：生乳取引の「契約化」
- ② Bargaining power of producers：生乳生産者の「組織化」
- ③ Inter-branch organizations：生乳サプライチェーンの「業種横断的統合」
- ④ Transparency：「市場透明性」の促進

これらの施策により、生産者を市場のプレーヤーとしての自立へと導き、その結果として、市場における諸問題を生産者が自ら解決する力をもつこと、つまり、生産者の経営安定化への道が生産者自身の主体的取り組みによって切り開かれていくことが目指されている。これは、共通農業政策（CAP）の予算が今後とも削減されていく苦しい財政状況を踏まえて打ち出された、EUの新しい価格・所得政策の基本的考え方を示している。

西欧諸国において酪農品は日本のコメに匹敵する最重要の基礎食料であり、度重なる改革を経てきたCAPの歴史の中でも、酪農政策はなかなか手が付けられてこなかった聖域であった。だが、乳製品支持価格が大幅に引き下げられた2003年以降、EUは酪農政策においても着実に方向性の転換を進めている。その動向を把握することは、わが国農政の今後の制度設計等に対しても有益な示唆を与えるだろう。

本稿では、酪農パッケージが策定された経緯や、生乳取引市場改革の意図、施策の内容等について整理して紹介する。用いた情報は、主に欧州委員会より公表されている各種資料から得たものである。

(注 1) *Legislative proposal on contractual relations in the milk sector.*

(注 2) *Regulation (EU) No 261/2012 of the European Parliament and of the Council of 14 March 2012 amending Council Regulation (EC) No 1234/2007 as regards contractual relations in the milk and milk products sector.*

(注 3) 酪農パッケージの内容は 3 月 30 日発行の EU 官報 (*Official Journal of the European Communities*, 30 March 2012, pp. 38~48) において最初にレポートされている。同文面はつぎの URL (PDF ファイル) で閲覧できる。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:094:0038:0048:EN:PDF>

2. 酪農パッケージ策定の背景

酪農パッケージが策定された背景には、EU における生乳生産及び酪農産業の構造に大きな影響を与えることになる 2 つの重要な時局がからんでいる。その一つは、2008 年から 09 年にかけて欧州の生乳生産者を苦しめた「2009 年欧州酪農危機」であり、もう一つは、EU 全域で 2015 年に実施することが決定された「生乳クォータ制度廃止」である。

(1) 2009 年欧州酪農危機

1) 酪農危機の経緯と状況

酪農パッケージの内容は、その全編を通じて、生乳生産者の取引交渉力強化のための施策となっているが、これは、酪農パッケージ策定への検討作業が開始された直接のきっかけが、先般の 2009 年欧州酪農危機であったことと密接に関係している。

2009 年欧州酪農危機とは、原油や穀物等 (コモディティ) の国際価格高騰、及びその後の世界的不況を背景として、酪農品価格下落と生乳生産コスト上昇とが同時発生していた 2008 年後半から 09 年末ぐらいまでの時期を言う。その前年の 2007 年には、オセアニア諸国での天候不良の影響で生乳生産量が大幅に減少したことから、酪農品の国際価格が急上昇していた。その高い国際価格を指標として生産が急速に回復に向かっていた矢先、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融・経済危機が勃発して世界が深刻な不況へと陥る中、酪農品の在庫率上昇への懸念が相場を大幅下落へと導いたのである。特に欧州では、生産者乳価が生産コストを下回る水準にまで下落したことに加えて、生産者乳価の下落が製品価格に十分に反映されず、小売価格が上方硬直していたために、消費抑制の状況が長引き、生産者の危機的状況をよりいっそう悪化させていた。

つまり、酪農産業にとって未曾有の市況悪化に直面したとき、本来ならばサプライチェーンの各段階が適正な負担を引き受けるはずが、実際には生産者がほぼ一手にしわ寄せを背負う形となっていた。しかも、多くの生産者が廃業や経営困難に苦しむ一方、川下ではむしろマージン拡大の好機を得た大企業もあったとの指摘が HLG (後述) の議論の中で示

唆されている。

当時、負担に耐えかねた生産者たちは、乳価引き上げや取引条件の改善、政府の救済措置の早期実施などを求めて、欧州酪農ボード（European Milk Board）を中心に、大規模なデモやストライキ（生乳出荷拒否）等を展開した。特に大きな集団行動が多発したフランス、ドイツ、オランダ、ベルギー等の当時の状況は、世界各国のマスメディアでも大きく取り上げられて注目を集めた。

その推移を見守る欧州各国の当時の世論は、生産者側に同情的な反応が太宗を占めていた。また、生産者を苦しめていた大きな要因は、巨大な加工・小売資本が圧倒的に優位に立っている生乳取引構造の歪みにあるとして、そのアンバランスを是正する必要性をめぐって社会的議論が高揚した。

こうした情勢を受けて、欧州委員会は、まず酪農危機を早急に収拾させるための緊急措置として、2009年に生産者1戸当たりの補助金上限額（通常は7,500ユーロ）を2倍の15,000ユーロに引き上げている。さらに、生産者が所有する生乳生産枠（クォータ）の一部を各国政府に買い取らせることにより追加的な生産抑制を行うとともに、その度合いに応じた代償の形で、生産者に臨時の所得補てんを支給している。

以上の緊急措置に加えて、より中長期的な対策を講じるために、欧州委員会は 2009 年 10 月、その具体的内容を検討・提案する作業部会「ハイレベル専門家グループ」(High level experts' group on milk, 以下「HLG」と称する)を創設した。この HLG の創設をもって、酪農パッケージ策定に向けた検討作業が本格的に始動した。

2) HLG の議論

HLG の構成メンバーは、議長として EU 農業農村開発局総局長、オブザーバーとして欧州議会事務局、専門家メンバーとして欧州の酪農乳業界の主要組織（下記）からの代表者からなる。議題によっては、各加盟国の競争政策当局、農業省、及び学識経験者、また、EU 域外国の米国、ニュージーランド、オーストラリア、スイスからも関係省庁や乳業関係者等が招かれ、参考意見が聴取された。

【HLG の専門家メンバー】

(i) 生産者組織

- ・ European Milk Board（欧州ミルクボード）、
- ・ European Coordination Via Campesina（欧州農民の道(農民運動)連携組織）
- ・ COPA-COGECA（Committee of Professional Agricultural Organizations（プロフェッショナル農業組織協議会）及び General Committee for Agricultural Cooperation in the European Union（EU 農業協同組合総協議会）が合併した国際生産者組織）

(ii) 乳業

- ・ European Dairy Association（欧州乳業協会）

(iii) 酪農品貿易業

- ・ EUCOLAIT (European Association of Dairy Trade, 欧州酪農品貿易協会)

(iv) 貿易・卸・小売業

- ・ EuroCommerce (ユーロ・コマース)

(v) 消費者団体

- ・ BEUC (The European Consumer's Organization, 欧州消費者団体)

HLG の議論は、まず EU の酪農部門の現状分析から開始され、概要はつぎのように報告されている。

「酪農品製造・加工部門の構造は国によって大きく異なる。しかしながら、多くの場合、生乳生産部門の集中度が低いことから、生乳サプライチェーンにおける生乳生産者と乳業との間で、取引交渉力の不均衡（アンバランス）が生じている。このアンバランスは不公平な取引関係を誘発している。たとえば、生産者に支払われる乳代は、生産者が関わり得ない製品販売段階で得られた利益に相応する水準として、乳業側がしばしば事後的に決めている。そのため、生乳を引き渡してからかなり期日がたっても、生産者が受け取り乳価を知らされていないケースは少なくない。

乳業においては、生乳購入量に関して、季節性を考慮した中長期的計画を必ずしも立ててはいない。農協系乳業の場合は、生産者が出荷した生乳をすべて受け入れなければならないため、本来的に需給調整機能が欠落している。

こうした構造は、生産者の付加価値配分が不当に少ない不公平な取引を誘発している。ひいては、生乳サプライチェーンにおける価格伝達機能を阻害して、市場の需給調整機能を低下させている。

このような現状を踏まえて、EU における生乳生産の持続的発展可能性を維持するためには、生乳生産者の適正な生活水準を確保する必要がある。そのためには、乳業資本に対する生産者の取引交渉力を強化することにより、生乳サプライチェーンにおける付加価値配分を公正化する必要がある」。

HLG による会合は、2009 年 10 月から 2010 年 6 月まで計 10 回開催され、最終会合の 2010 年 6 月 15 日付けで「酪農パッケージ策定に向けた提言」が取りまとめられ、欧州委員会へ提出されている。同提言は、2010 年 9 月 27 日に欧州委員会議長の承認を受けた後、「生乳部門における取引契約関係に関する法案」として、2010 年 12 月 9 日付けで欧州議会及び欧州連合理事会に受理され、その後 1 年間の審議を経て、欧州議会及び欧州連合理事会の共同採択をもって 2011 年 12 月付けで成立に至った^{注 4}。

(注 4) EU の通常の立法手続きでは、欧州委員会が提出した法案を欧州議会と欧州連合理事会とが共同採択する必要がある。

（２） 生乳クォータ制度の廃止

１）３本柱の改革

酪農パッケージが策定された背景にあるもう一つの重要な時局は、生乳クォータ制度の廃止である。欧州委員会は、「2015 年 4 月の生乳クォータ廃止に向けた軟着陸（ソフトランディング）のために特に重要な 3 本柱の改革」として

- ・「酪農パッケージ」
- ・「クオリティ・パッケージ（取引基準及び原産地表示に関する規定）」
- ・「2020 年までの次期 CAP 改革」

の 3 つを位置づけている。つまり、酪農パッケージは、クォータ制度撤廃後の生乳増産、及び乳価下落の可能性をにらんで打ち出された、新しい中長期的経営安定対策の一つでもある。

２）クォータ緩和政策

EU の生乳クォータ制度は、CAP の財政負担を軽減するための乳価維持を目的として、1984 年に導入された計画生産システムである。クォータの割当て年度（4 月～翌年 3 月）ごとに国別の生産枠が定められ、その割当量を超過して生産を行った国に対して課徴金が課されることによって生乳生産量が抑制的にコントロールされている。

しかし、従来から枠の拡大やクォータ制度そのものの撤廃を求める生産者も少なくない中で、1999 年 3 月の CAP 改革では、1995/96 年度以来ほぼ同量で固定されてきた生産枠を、2000/01 年度から段階的に拡大していくことが合意された。その第一段階として、かねてから増枠要求が強かった一部の国々（イタリア、イギリス、スペイン）には 2000/01 年度から 1.5%を上回る増枠、その他の国々には 2005/06 年度から 1.5%の増枠を認め、EU 全体としては約 2.4%（約 1 億 2 千万トン）に相当する増枠が実施された。

ただし、これは当時の需要予測を上回る増枠であったため、政府買い入れ在庫のさらなる膨張を抑制する必要性から、併せてバター及び脱脂粉乳の介入価格引き下げも行われた。つまり、クォータ緩和政策は、増産に伴う乳価下落の可能性を許容しながら進められている。このため、European Milk Board（欧州ミルクボード）等の主要な酪農生産者団体は、目下の増枠スケジュール並びにクォータ制度撤廃の決定に対して、当初から強く反対する立場をとっている^{注5}。

一方、欧州委員会はその後、2007～08 年に勃発した世界的食料価格高騰への対策という名目で、さらなる枠の拡大を 2009/10 年度から毎年段階的に行うことを暫定措置として決定した。

（注 5） European Milk Board の週刊機関誌 “*EMB Newsletter*” のほぼ毎号で確認できる。

3) クォータ・レポート

さらに、欧州委員会は、これまでのクォータ緩和が EU の生乳・酪農品市場にもたらした影響について評価分析を行い、2010 年 12 月に「生乳クォータ制度見直しに関する評価報告書^{注6}」を発表した。

通称「クォータ・レポート」と呼ばれている同報告書によれば、「2009/10 年度の割り当て数量を超過生産した加盟国は、デンマーク、オランダ、キプロスの 3 カ国のみであること、また、クォータ枠の取引価格についてもかなり低価格かゼロに抑制されていることなどから、クォータ制度廃止に向けたソフトランディング体制はほぼ整ったと評価できる。したがって、既存のクォータ枠拡大スケジュールの見直しや、クォータ制度廃止日の見直しに係る調査検討（ヘルス・チェック）を実施する必要性は認められない」と結論づけられている。

また、このクォータ・レポートにもとづいて、欧州委員会は、クォータ制度の廃止日を予定どおり 2015 年 4 月とする最終決定を下している。加えて、それまで暫定措置として実施してきた枠拡大スケジュールを、実質的な「ソフトランディング対策」として位置づけて、制度廃止日まで継続実施することを決定した。

ただし、今後の増枠実施の過程で、既存の措置では対処不可能な酪農経営の危機的状況が生じた場合は、市場の著しい不安定化を避けるため、欧州委員会は緊急的に別途のセーフガード（生産量縮減に対する生乳生産者への補償等）を講じる場合があるとしている。

以上のようなクォータ・レポートの評価や欧州委員会の決定に対して、欧州ミルクボード等は、あまりにも楽観的で拙速な決定であるとして強く批判している。その主張によれば、EU 域内の生乳需要はすでに成熟段階にあるため、今後とも乳価低迷基調は根強く続くことが予想されるため、クォータ制度を廃止すれば、潜在的な乳価下落圧力がますます強まるのは間違いないという。加えて、これまで生産者の所得を支えてきた CAP の手当ては縮減されるため、酪農経営をとりまく環境はますます厳しくなっていくことが懸念されている。

(注 6) European Commission, “*Evolution of the market situation and the consequent conditions for smoothly phasing out the milk quota system,*” 8 December 2010.

つぎの URL (PDF ファイル) で閲覧できる。

http://ec.europa.eu/agriculture/milk/quota-report/com-2010-727_en.pdf

3. 酪農パッケージの施策の概要

酪農パッケージには、つぎの 4 つの分野での取り組みが盛り込まれている。

① Contractual relations : 生乳取引の「契約化」

- ② Bargaining power of producers：生乳生産者の「組織化」
 - ③ Inter-branch organizations：生乳サプライチェーンの「業種横断的統合」
 - ④ Transparency：「市場透明性」の促進
- 各施策の概要はつぎのとおりである。

（１） 契約化

酪農パッケージの本文の第 1 章では、生乳取引の「契約化」に関する規則が定められている。すなわち、生乳生産者から乳業等の生乳購入者に対する生乳引き渡しは、両者の合意による取引契約書の内容に従って実施するよう義務づける規則である。

取引契約書とは、つぎの要件を満たしていなければならない。

- (i) 生乳引き渡しの前に作成されていること、
- (ii) 書面により作成され、つぎの事項をすべて含んでいること、
 - － 乳代について、固定価格の場合はその水準、変動価格の場合はその算定要素（市況変化を表す市場指標、生乳の品質や成分等）を含めた具体的算定方法、
 - － 生乳引き渡しの数量とタイミング、
 - － 契約存続期間、または、あらかじめ期間を定めない場合は契約解除条項、
 - － 決済の期日と方法、
 - － 生乳搬送の手配方法、
 - － 不可抗力の事態が発生した際の対処ルール。

ただし、以上の規則を各国が批准するかどうか、つまり、強制力ある規則として「契約化」の推進に取り組むか否かは、各国の任意の判断に任せられることになっている。批准した国は、契約存続期間について 6 ヶ月以上の法定最短存続期間を定めなければならない。

また、上記規則の目的は、生乳取引の確実性や継続性によって生産者に安定収入を確保することである。すなわち、集乳業や乳業等に対して、生産者の立場を不当に不利にしないように縛りを設けるのがその趣意であるから、たとえば農協系乳業のケースで、実質的に上記規則と同等の効力をもつ慣行等がある場合は適用が免除されることになっている。また、生産者の側から規則の適用を拒否する場合にも免除される。

（２） 組織化

第 2 章では、現行の EU 競争法や農協関連規則等の縛りを超えて、生産者の「組織化」や組織の規模拡大を許容する規則が定められている。

EU の農業分野において、生産者組織の結成や生産者組織間連携が正式に認可されるのは、理事会規則第 1234/2007 号第 122 条にリストされている品目、及び各国の国内法が定めるその他の品目に限られている。酪農パッケージでは、この理事会規則における第 122 条品目リストに「生乳及び酪農品（milk and milk products）」を追加するとともに、つぎの要

件を満たす場合は、酪農分野においても生産者組織の結成及び生産者組織間連携を正式に認可することとしている。

(i) 生産者による自発的な結社であること

(ii) つぎの全部または一部を結社の目的とすること

－数量または品質に関して需要に対応させるための生産計画、

－生産物の集荷・販売の集約（共同集荷・共同販売）、

－生産コストの最適化、及び生産者価格の安定化。

なお、各国の認可当局は、生産者組織の結成及び生産者組織間連携の申請に対する認可・非認可・認可取り下げ等の状況について、毎年 3 月末までに欧州委員会へ報告することを義務づけられる。

EU における競争政策に関する法律は、TFEU（Treaty on the Functioning of the European Union：欧州連合の機能に関する条約）や理事会規則によって定められているが、農・畜産・漁業部門については、欧州議会及び欧州委員会が定める範囲に限り、それらの規律が適用されるという特例規定（TFEU 第 42 条）がある。つまり、そもそも生産者組織の結成や生産者組織間連携は、基本的に競争法の適用除外対象となっている。

ただし、酪農パッケージでは、生産者組織が巨大化しすぎて市場の適正な競争性が損なわれたり、中小乳業の利益が不当に侵害されたりといった弊害が生じないように、「1 つの生産者組織が乳業等と取引交渉を行う際、当該取引で扱う生乳の合計数量は、EU の総生産量の 3.5%を超えないこと、かつ、各国の総生産量の 33%を超えないこと」としている（年間生産量 50 万トン以下の国の上限水準は、各国の総生産量の 45%までとされている）。また、この上限水準は、欧州の主要乳業の平均的な生乳取扱規模と同等程度までにとどめるように設定された水準であるため、より規模が小さい中小乳業にとっては重大な競争条件の侵害が生じる可能性があるが、その場合の救済措置として、各国は別途のセーフガードを講じてよいことにもなっている。

(3) 業種横断的統合

第 3 章では、酪農関連事業の「業種横断的統合」を推進するための規則が定められている。ここでの業種横断的統合とは、生乳生産・加工・流通販売部門を含む生乳サプライチェーンのすべてまたは一部の垂直統合に加えて、以下のような広範囲な酪農関連事業の統合化や新規事業拡大を意味している。

(i) 生乳取引情報の収集・公表や統計データの分析等を行う情報部門

(ii) 酪農品のマーケティング等に関するコンサルティング部門

(iii) 消費普及・広告事業部門

(iv) 新規市場や貿易市場の開拓に関する事業部門

(v) 生乳の公正取引に関する監査部門

(vi) 消費者の嗜好に合わせた製品開発や品質向上に関する研究部門

- (vii) 牛乳・乳製品の食品機能強化に関する研究部門
- (viii) 食品安全や動物福祉に関する研究部門
- (ix) 生産から販売までを通じた品質保持に関する研究部門
- (x) ラベリングや地理的表示の普及を通じた有機酪農の保護・普及に関する事業部門
- (xi) 地域資源循環や低環境負荷農法を用いた生乳生産の保護・普及に関する事業部門

以上のような関連事業の統合化により、生乳サプライチェーンにおける様々な部門間の対話を密にし、取引の透明性が高まれば、市場機能の活性化が促される。特に、加工部門との統合化は、生乳を保存可能な乳製品に加工することによってある程度の出荷調整を可能にするため、生産者の取引交渉力強化のために大きな効果がある。これらの取り組みは、EU の果実・野菜部門でこれまで取り組まれてきた統合化政策の成功をモデルにしているという。

なお、各国の認可当局は、統合化の認可・非認可・認可取り下げ等の状況を、毎年 3 月末までに欧州委員会へ報告することを義務づけられる。

(4) 市場透明性

第 4 章では、生乳取引における「市場透明性」を促進するため、EU 全体をカバーする生乳取引情報の収集・公開体制を構築することが提言されている。

市場透明性が高まるほど、市場参加者はより効率的に利潤獲得機会を確保することができる。そのことにより、EU の酪農産業が EU 内外に市場を拡大しやすくなり、また、生産者による情報アクセスが改善されて的確な経営判断が促されることにより、需要に対応した供給調整機能の円滑化にもつながることが期待されている。

取引情報の収集・公開は、今後作成される法令に基づいて実施される。基本的には、生産者組織に対して取引の詳細を所管機関に毎月報告するよう義務づけることにより、データの収集が行われる。データの取りまとめ作業については、EU の専門家 (operator) によって実施され、国や乳業等に対して特段の負担をかけることがないように考慮されるとのことである。

4. 酪農パッケージの効力

酪農パッケージの実施に係る Regulation (EU) No 261/2012 は、2012 年 3 月 14 日に発効し、2020 年までの限時法となっている。また、その間の 2014 年 6 月及び 2018 年 12 月の 2 回、各施策の遂行状況やその効果に関する中間レビューが報告される予定である。それらの評価内容によっては、必要な追加・修正措置が検討される可能性がある。

また、酪農パッケージに盛り込まれている 4 つの分野のうち、契約化に係る措置については、前述のとおり、その批准の可否が各国の裁量に任せられている。欧州委員会としては、EU 全域で一律に義務化することを目指していたが、最終的に合意には至らなかった。

これは、国によって生乳取引の構造に大きな違いがあることが考慮された結果である。たとえば、デンマークでは、すでに 1970 年には国全体を 1 つの酪農協（MD フーズ）が独占する体制が確立されており、さらに 2000 年には MD フーズがスウェーデン最大の酪農協アーラ（Arla）と合併を果たし、アーラフーズが誕生している。現在、アーラフーズは 2 国をほぼ独占する巨大酪農協、かつヨーロッパ最大の乳業メーカーでもある。また、イギリスにおいては、1933 年に創設された生乳販売独占体である生産者組織（ミルク・マーケティング・ボード）が 1994 年に解体されて以来、競争性を重視した産業政策の下で、生産者組織のさらなる分解が推し進められてきた経緯がある。イギリスにおけるこれまでの生乳取引市場改革の状況については、昨年度の本プロジェクト成果報告書^{注 7}を参照されたい。

（注 7）木下順子「英国における生乳取引制度の変遷と生産者組織の役割―旧 MMB 体制及びその後継組織の活動」，農林水産政策研究所『平成 23 年度カントリーレポート：EU，韓国，中国，ブラジル，オーストラリア』第 3 章，pp.49-66，2012 年 3 月

5. おわりに

西欧諸国において酪農品は、日本のコメに匹敵する最重要の基礎食料であるが、その酪農品にも市場原理に根ざすグローバルな取引が拡大しつつある。食品加工業や小売業の巨大化・多国籍化への動きは今後もとどまることなく、個別分散化したままの生乳生産者の経営環境はいっそう厳しさを増すことが予想される。

その一方、これまで半世紀以上にわたって EU の農畜産業の生産者所得を幅広く支えてきた CAP の財政状態は非常に厳しくなっている。その財政支出額は、過去には EU 予算総額の 8 割にまで達していた時代もあったが、近年では 4 割程度にまで縮減されているうえ、次期 CAP 改革（2014－2020 年）においては、条件不利地域や緑化（環境保護）などへの支払いが拡充される代わりに、生産者へのデカップル型・カップル型直接支払いや市場措置への予算配分が大幅に削減されることになっている。農業収入を上回る補助を長期にわたって受給してきた基幹的経営も少くない中、その支払い要件や対象が抜本的に変更される次期 CAP 改革は、EU 各国の農業・畜産業の構造に大きなインパクトを与えることになるだろう。

加えて、EU の生乳クォータ制度は 2015 年 4 月をもって完全に廃止されることがほぼ確定している。折しも、2009 年の欧州酪農危機は、歪んだ生乳取引構造が生産者に対して不当な低乳価をもたらしている問題を顕在化させた。これらの問題を解決していくために、EU が打ち出した新しい中長期的酪農経営安定対策が酪農パッケージである。

酪農パッケージは、乳業等に対する生産者の地位向上への取り組みを直接・間接に支援することにより、寡占化した加工・小売資本が圧倒的に有利に立っている現状の生乳取引構造を中長期的に変えていくことを目指している。厳しい CAP 財政の下で、今後とも EU の生乳供給基盤を安定的に確保していくためには、生産者が組織化等によって巨大乳業との

取引上の諸問題を自ら解決したり、需要変動や価格などの市場シグナルに自主的に対応できる力をもつことが必要だと EU は考えたわけである。

ただし、EU 各国の生乳取引構造は一様ではない。特にイギリスにおいては、競争性を重視した近年の産業政策の下で、酪農分野では生産者組織の分解を強力に推し進めてきた経緯がある。イギリスを始めとして、各国がいかに歩調を合わせて酪農パッケージの改革措置に取り組んでいけるのか、今後の動向を引き続きモニターしていく必要がある。